

労働保険への加入はお  
済ですか？  
北海道労働局・総務部・労働保険適用室  
☎ 011-709-2311

10月は労働保険適用促進月  
間です。

労働者が安心して働ける  
職場となるよう、まだ労働  
保険に加入していない事業  
主の方は加入手続きをして  
ください。

**労働保険とは**

労災保険と雇用保険の総  
称で、労働者の生活安定、  
福祉の増進などを図ること  
を目的として政府が直接管  
理・運営している保険です。  
労働保険は農林水産業の  
一部を除き労働者を1人で  
も雇用している事業主は法  
人・個人を問わず全て加入  
しなければならぬことに  
なっています。



・労災保険とは  
労働者が業務上の事由ま  
たは通勤によつて負傷ある  
いは不幸にも死亡した場合  
に、必要な保険給付を行い  
被災労働者やその家族を保  
護するものです。また、社  
会復帰の促進など労働者の  
福祉増進を図るための事業  
も行っています。  
・雇用保険とは  
労働者が失業した場合に、  
再就職の促進と生活安定の  
ために失業給付を行うこと  
もに、在職中の労働者も対  
象として失業の予防、雇用  
継続の援助、雇用構造の改  
善、労働者の能力開発向上  
など雇用に関する機能を有  
する制度です。  
加入手続きは  
労働保険に加入するには、  
労働保険の保険関係届を労  
働基準監督署または公共職  
業安定所(ハローワーク)に  
提出し、その年度分の労働  
保険料を申告・納付してい  
ただくこととなります。併  
せて、雇用保険の被保険者  
となる労働者を雇用してい  
る場合は、雇用保険の事業

所設置届、被保険者資格取  
得届を公共職業安定所に提  
出していただきます。  
なお、事業主自ら手続き  
する方法のほかに、事業主  
に代わり、これらの事務を  
行う労働保険事務組合への  
委託や、社会保険労務士へ  
依頼する方法もあります。  
詳しくは、次のところま  
でお尋ねください。  
・旭川労働基準監督署  
旭川市大町3条4丁目3  
639 1  
☎ 0166 51 6101  
・旭川公共職業安定所  
富良野出張所  
富良野市緑町9番1号  
☎ 23 4121

**町の人事**

9月30日付け

願により退職を承認する  
森 美也子  
(保健福祉課保健師)  
吉田 昭子  
(一味園主任介護士)

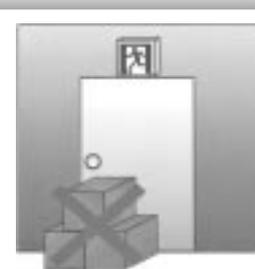
**消防広報 『ほのお』** 2004 .10 第68号

## 秋の全道火災予防運動

実施期間 10月15日～31日

日増しに寒さも厳しくなり、暖房器具を使用する機会が増え火災が発生しやすい時期を迎えました。防火意識を一層高めて火災の発生を防止し、悲惨な焼死事故や財産の損失を防ぎましょう。

**統一標語 『火は消した？ いつも心に きいてみて』**


問い合わせ先 **富良野地区消防組合 富良野消防署 南富良野支署** ☎ 52-2119